

幼児教育・保育無償化にあたり提出が必要な書類について

幼稚園・認定こども園（教育利用）に在園されている方のうち、預かり保育の利用者が無償化の対象となるには、保育の必要性の認定【施設等利用給付認定（2号）】が必要となります。

※嬉野市外に在住の方は、居住する市町村に手続きをご確認ください。

1 預かり保育を利用されない方

無償化に伴う新たな認定申請は不要です。

2 預かり保育を利用される方

(1) 子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）

※青色の用紙です。

(2) 保育を必要とすることを証明する書類（例：就労証明書）

※保護者ごとに必要となります。

※書類によっては作成にお時間を要するものもございますので、早目のご準備をお願いいたします。

3 提出先・期限

必要な書類を配布したファイルに入れて、ご利用の園に提出してください。

提出期限は園により異なりますのでご注意ください。

※期限までに園に提出できない場合は、嬉野市子育て未来課、または福祉課にご提出下さい。

保育を必要とする理由、給付認定期間及び必要な書類

保育の必要性の事由	入所が可能な期間	必要な書類
就労の場合	月6時間以上就労している期間	就労証明書又は自営業等証明願
同居等の親族の介護・看護の場合	介護・看護が必要なくなるまで	申立書+身体障がい者手帳等の写し
就学の場合	最終通学日の月末まで	申立書+在学証明書+カリキュラム
妊娠・出産の場合	出産予定日前後4か月間	申立書+母子健康手帳の写し
災害復旧の場合	災害復旧が終了するまで	申立書+罹災証明
保護者の疾病、障がい	療養が必要なくなるまで	申立書+診断書、身体障がい者手帳等
求職活動中の場合	入所した日から3か月間	求職活動申立書+ハローワーク受付票の写し
産後・育児休業中の継続利用の場合	最長、出生児童の年齢が1歳になる月まで	就労証明書（育児休業期間等期間の記載が必要）